



Title	西南戦争後の殖産興業政策と地域社会の変容 - 鹿児島・垂水郷における「製糖ネットワーク」形成の事例 -
Author(s)	井手, 弘人
Citation	長崎大学教育学部紀要, 4, pp.7-17; 2018
Issue Date	2018-02-28
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/38114">http://hdl.handle.net/10069/38114</a>
Right	

This document is downloaded at: 2019-06-25T16:10:17Z

# 西南戦争後の殖産興業政策と地域社会の変容

## －鹿児島・垂水郷における「製糖ネットワーク」形成の事例－

井手弘人

Transforming Local Community and the Policy of Encouraging New Industry  
after Satsuma Rebellioin: a case of “knowledge” mobility in the process of  
forming “sugar production network” at Tarumiz District, Kagoshima

Hiroto Ide

### はじめに

本稿は西南戦争以後の1870年代後半から1880年代にかけての殖産興業政策の影響について、鹿児島県垂水郷（現在の垂水市）における製糖事業とそれに因る地域社会変容の事例について述べることを目的としている。

はじめにことわっておきたいことは、本稿を執筆するにあたっての出発点が、歴史社会学における「社会史」や教育学（カリキュラム論）における「歴史的思考の育成」にある、という点である。筆者は2016年8月、鹿児島県垂水市にある、江戸時代から続く商家土蔵の所蔵史料調査に関わる機会に恵まれた<sup>1</sup>。同地で製造した砂糖や生蠟を大阪の間屋と取引した際の明治期の仕切証や、前田正名からの書簡、品川弥二郎投宿の折に書いたと伝えられている書の掛軸などが多数存在していた。江戸時代から垂水の商業中心地であった本町<sup>2</sup>を含め、垂水市街地は1945年8月5日に米軍機による空襲を受け、2棟の家屋を除いて全焼している<sup>3</sup>。したがって、第二次世界大戦以前の史資料は存在していても極めて限定的なものと考えられてきたが、実際には地域史を鮮やかに語る史資料が多数継承されていた。興味深いことは、「モノ」としての史資料は継承されているが、「それがなぜそこに存在しているのか」という点について地域では断片的な把握にとどまっており、「旧豪商の邸宅に歴史上の人物が投宿し、それらの手による手紙や掛軸が保管されている」ことが「言説」として代々継承されている、という点であった。これは教育学および社会学の観点から「歴史のあり方」を捉えるうえで極めて示唆的な現象と言える。すなわち、過去に関して実在するものが「歴史的に価値あるもの」であることは認識している（だからこそ、その「モノ」は捨てられることなく保存され継承される）が、その「価値」の根拠が地域との関係で語られるわけではなく、たとえば前田正名あるいは品川弥二郎といった、「日本の」歴史上「著名な」人物に関係するものが、小邑の一民家にも実在しているという「特別さ」に因るものである、ということである。さらに江戸時代の御用商人であったことなどに起因する「豪商」の言説とは逆に、前田や品川から見て、何らかの「必然性」をもってこの小邑に来訪した可能性もある。この「必然性」（なぜ前田や品川と地域の住民が関係を持っていたのか）をわが国の歴史教育は小学校第3・4学年の社会科地域史学習（「内

容(5)』を皮切りに人物史を軸にした国家史、そして中等教育では世界史との関連の中で国家史は扱われていく。この意味では時系列を空間的に拡大する系統性があるように見えるが、この『『拡大』の系統性』は本来、原点である地域史との関係の中で柔軟に扱われる必要がある。それによって、地域史と国家史・世界史が時間軸と空間軸で結ばれる思考が形成されていく。ところが、「拡大」がひたすら外側だけを見て、あるいは国家史と世界史との関係のみで扱われると、地域史が個々人の中で「孤立」した存在になる可能性がある。

この点を補完するためにも、社会史研究の蓄積は重要と言える。社会史は「個」から歴史を再構築し相対化する営為であり、「史実」とされているものを人間の思考の視点から捉えなおす。小学校の地域史学習における視点でもあるが、学習指導要領では「先人」の「働きや苦心」を考へることが「誇りと愛情を育てる」という態度目標との接合を意識されているため、授業者側によって意図される一方的な価値教育（「偉人化」）へと押し込まれる可能性も否定できない。働きや苦心は、当時の社会の現実の中での葛藤と決定・行動そのものであって、それ自体を賛美する行為ではない。ここに諸要素を「接合」（アーティキュレーション）する意思決定があり、政治的・文化的に安定する環境が形成される。これが維持されたのか変化があったのか、それを維持（変化）させた要素は何なのかについて国家史・世界史の史実との関連の中で探究していくのが「歴史的思考」（historical thinking）であると言える。

## 1. 西南戦争前後の垂水郷

### 1-1 士族と旧町人との関係

西南戦争前後に関する研究は、参加した士族に関するもののほか、また、三重野(2012)のように戦時の民衆と西郷軍との関係に言及した研究、浮世絵や新聞記事など、メディア論の立場から西南戦争を研究したもの、などがある。また、小川原(2004)は西南戦争後の自由民権運動との関係から、鹿児島における西南戦争後の状況を詳述している。西南戦争時の鹿児島は、必ずしも西郷軍支持の状況にはなかった。その理由として、明治維新後も続く士族による平民に対する根深い「差別意識」があったといえる。

垂水郷に関しては、政府軍が鹿児島市に上陸し、本営を構えた明治10(1877)年5月以後、県内各他地域同様に探偵を派遣して逐次報告させている。これによれば、西南戦争に加担していた士族によって、旧町人が命を脅かされる事態に見舞われていることが読み取れる。たとえば、5月17日の探偵報告では、ある旧町人が「一昨日町役ヨリ賊（西郷軍：筆者注）ノ医薬ヲ届けるよう命ぜられたが「官兵」に「何者ト問ハレシ由リ」名を答えたが、そのことが西郷軍の垂水における拠点の一つを「官兵ニ報知セシ者」であると「所々ニ云ヒ立テ且ツ私学校徒党ニ抗敵スル不屈者ナリト殆ント命ヲ失フ程ノ場合ニ立至リ候」とある。こればかりではなく、その後「賊徒（西郷軍：筆者注）五六十名位福山ヨリ垂水町へ参リ」「官兵ニ告ケシ者や医薬ヲ運ヒシ者トモ及当地へ差越シ諸品ヲ売り上致ス者共ヲ嚴ニ糾問スル旨承知致シ候由」とあり、旧町人に対して極めて統制的な態度をとっていることがわかる。上記に関連する「薬品器械等運送ノ人夫手当」を行ったのは、町の年行司川井田善兵衛であることがこの探偵書に記載されていることから、明治10年は依然として、武家屋敷地域である「麓」より町の代表であり取締を担当していた年行司へ指示があ

り、これをうけて年行司から各町人に向けて具体的命令が下達される江戸時代のシステムが運用されていたことがわかる。しかし川井田は「市中人気目今大ニ官軍ニ帰依」し「麓ノ人気モ稍同前然トモ希ハ賊の勝利アラン事ヲ」と一方で述べていることから、西郷軍に垂水麓地区より参戦した士族がおり、町はそれに対する協力関係を持つてはいるものの、町中では支持されていなかったことが理解できる。

こうした記録からは、少なくとも西南戦争期、垂水郷内の「麓」と「町」には一定の距離があり、かつ一種の「上下関係」が続いており、かろうじて、年行司のような取締を担当していた旧町人が間に立つ形で表面的な協力関係を持つていたことがわかる。

## 1-2 製糖改良を通じた農業実務官僚と旧町人との連携－製糖試験と「綿糖共進会」 「内国勸業博覧会」

垂水郷においては、江戸時代、調所笑左衛門広郷による藩財政再建過程にいて徹底された砂糖専売制のもと、薩南諸島における製糖とは別に「新製砂糖」の製造が奨励され、各地に拡がっていた。砂糖製造は明治以後も引き続き行われていた<sup>1)</sup>が、西南戦争後、主に鹿児島県出身の農業実務官僚が、砂糖製造に関連して垂水郷と直接的な関係構築に動いていることが記録にある。『農務顛末』第八冊には以下のような記述がある。

製糖改良ノ為特に本局の力を竭シタルハ鹿児島県ナリ該県製糖の試験に着手セシハ明治十三年トス初糖業改(良)ノ区ヲ鹿児島、熊本、高知ノ三県ト假定シ先鹿児島県ヲ限り有志ノ人民ヲシテ直接ニ試験セシメ本局ハ試験の方法を授けて之ヲ監理シ若損害アルトキハ局費ヲ以て之を償い利益アラハ之を試験担当者ニ付スルノ目的タリ  
十三年及び十四年ノ両年間ハ局員宮里正静ヲ派シ愛媛県ヨリ製糖者一名ヲ雇ヒ入れ製糖試験所ヲ大隅国大隅郡新御堂村桐野孫太郎之を担当ス及び中俣村川畑市兵衛之を担当スに設けて之を試む・・・<sup>4</sup>

ここで注目すべき点は、「製糖試験所」の担当とされている桐野孫太郎と川畑市兵衛である。桐野は後述する『鹿児島県糖業会集談雑録』では鹿児島出身者であり、川畑市兵衛は垂水郷在住の旧町人である。なぜ中央官僚と垂水郷関係者との接点ができたのかについては、明治13(1880)年2月15日から4月5日までの51日間、大阪にて開催された「綿糖共進会」である可能性が極めて高い。

「共進会」は、当時の内務省勸農局長であった松方正義が、明治12(1879)年に開催されたパリ万博を視察した際、フランスの農産競走会(コンクール)制度に深く感銘をうけ、帰国後直ちにわが国でも同様の共進会制度を創設するに至ったとされる<sup>5</sup>。その濫觴として、同年に横浜で開催された製茶共進会と生糸繭共進会があり、翌年明治13(1880)年に開催された綿糖共進会があった<sup>6</sup>。その開催意義には、以下のように政府の財政に対する強い危機感が述べられている。

1) 桐野孫兵衛は江戸時代に新製製糖製造の支配を任された桐野家の末裔である。幕末明治期の集成館事業における機械を譲り受け、西南戦争前まで製糖事業を展開していたが西南戦争時にそれらが灰燼に帰することとなった人物でもある(芳則正『調所広郷』)

・・・外交開けしより以降輸出入常に平均を失し金銀貨外出するもの日一日より減少せず以て我利源の衰状を来さんとし此の如くにして之を匡済振興するの策無くんば一国の命脈国産は年一年より其衰耗を増添す亦論を俟たず殖産貿易の勢難なる蓋し今日より甚しきは無し是畢竟鎮安の陋習未だ脱せず競争の氣勢未だ大に発せるに由るのみ然れば則ち今に方を出し其入るものは愈之を減し大に富強を図るは邦家の大計にして一日も忽諸すべからざるの急務たり・・・<sup>7</sup>

そこで、明治12 (1879) 年5月に「…内務大蔵両卿ヨリ共進会開設アランヲ太政大臣へ上請シ允許ヲ得勸農商務両局長ヲシテ其事務ヲ総理セシメ」、共進会を開催することとなった。「このように、主要輸出入品の競争による品質向上を推奨することで輸出を伸ばし国産品の利用を促進して輸入を減らすことで、金銀の流出を抑制することを目的に「共進会」は開催された。さらに、明治13年から明治14 (1881) 年は、農業政策を担当する中央官庁が内務省勸農局から農商務省農務局に移行する時期にあたる。この時期は、農業政策をめぐる方針が深い内部対立を抱えていた頃でもある。宮地 (2004) は、長 (1969) や祖田 (1973, 1980) 有泉 (1980), そして上山 (1975, 1976) などの先行研究をもとに、前田正名が編纂した『興業意見』を中心とした初期農商務省における殖産興業政策の研究を大きく3つに区分している (p.38)。そのうえで、前田正名の政策に反対していた「反前田派」の動向に着目しつつ、初期農商務省内における政策志向を「総花的に地方振興を目的とする前田派の政策と、輸出品をはじめとする重要物産を対象を限定した反前田派の政策が、非常に交錯しつつ両者並存」していたとしている (p.48)。

『綿糖共進会列品目録』によると、糖については鹿児島県より100名が出品<sup>8</sup>しているが、そのうち36名が垂水郷内各村の住民によるものであった。さらに、この綿糖共進会に併せて「綿糖集談会」が開会されている。これは、明治13年4月1日より14日まで、綿糖共進会会場内で行われたもので、「綿糖集談会規則」の「大意」には以下のようにある。

此度設けたる共進会は各地の綿・砂糖をあつめて其優劣を表し、将来此業をして大に隆盛ならしめんとの主意なり。されどもただ物品を評したるのみにては、各地の慣習と諸家の実験とをやるに由なし。然るに今幸ひ各地有志の輩が集まりあひたる折なれば、ここに集談会を設け、本業に関する事物について専ら質問評論なし、従来諸家が栽培製造等の実験を互に交換せんことを望む。而して之を筆記して一冊となし、印行の上広く有志の者に頒たば、独り此会に参集したるもの而已ならず、参集せざる者も亦坐ながら東西の慣習実験をしり、其長きを取りて其短きを補はば、一層此業の進歩を促すに至らんか、是則此集談会の企てある所以なり。会員たらんものは少しも憚ることなく、銘々のしる所をのべ、おもふ事をば十分に吐露すべし<sup>9</sup>

糖に関する集談会（「糖集談会」）参加者（「会員」）は下表のとおりである。

役割	所属・業種	氏名	居住地
主問者	勸農局	半井栄	
	勸農局	宮里正静	
	商務局	小山正武	
主記	勸農局	本間忠屋	
	勸農局	牧野治郎吉	
主答者	販売製造	川畑市兵衛	大隅国大隅郡田神村
	栽培製造販売	長五郎	筑前国粕屋郡戸原村
	栽培製造販売	久米与平	讃岐国大内郡馬宿村
	栽培製造	三谷浅次郎	同郡黒羽村
	販売製造	小川恒三郎	同国香川郡高松筑地町
	販売	井上甚太郎	同新通町
	販売製造	宮武清三郎	同国山田郡北村
	同	三好彦平	同国寒川郡志度村
	栽培製造販売	中川虎之助	阿波国板野郡神宅村
	栽培製造	森兵太	同国阿波郡切幡村
栽培製造販売	葛目脩	土佐国吾川郡長浜村	
同	村田庄平	和泉国日根郡地藏堂村	
栽培製造	中彌嘉兵衛	紀伊国那賀郡満屋村	
販売	中川幸七	東京銀座三丁目	
栽培製造販売	遠藤与平	駿河国有渡郡三保村	
同	遠藤平重	同	
販売	定国茂三	大坂西道頓堀六丁目	
同	佐竹銘太郎	同北堀江三番町	
同	水谷茂兵衛	同安土町二丁目	
同	吉田新兵衛	同南久宝寺二丁目	
同	石田正兵衛	同南本町二丁目	
栽培製造	石川平兵衛	周防国吉敷郡大原村	
同	島田甚助	同玖珂郡装束村	

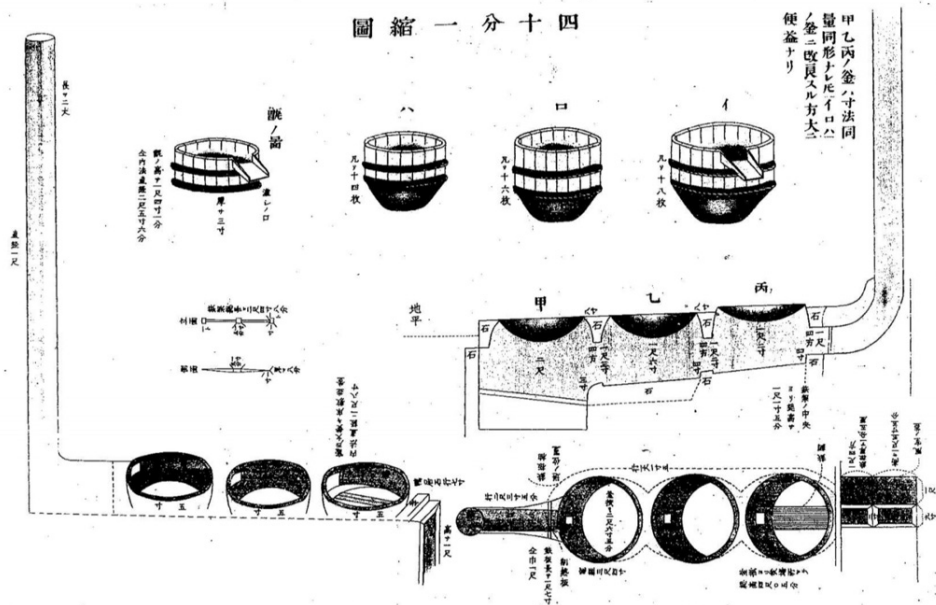
### 1-3 宮里正静による製糖改良試験

この「両者並存」のなかで進行したのが糖業改良であった。垂水郷で行われた製糖改良のための製糖試験は、綿糖共進会に政府側から参加していた宮里正静（まさやす）が積極的に関与した。『農務顛末』に記録されている「復命書」によれば、宮里は綿糖共進会から半年後の9月15日に東京を出発、18日より堺、和歌山、愛媛を巡回したのち、10月11日鹿児島到着、翌日垂水に渡って川畑と桐野を現地で製糖改良試験を担当する「篤志家」として選定している。川畑市兵衛には中俣村の試験場を、桐野孫兵衛には新御堂（しんみどう）村のそれを各々担当させたが、二つの試験内容は別々であった。中俣村では「愛媛県下に於いて在来慣行する処の絞車に改良を加へ、竈は西洋形にして三個の釜あい連なり一

方に焚き口を設け而して竈尾に煙突を付したるもの」で、新御堂村では勸農局の農具製作所で「製造したる鑄造鉄三個の横線り絞り車にして即ち水車装置」で、「又竈は愛媛県下に於いて行わるる竈に倣ひて築造せり」<sup>2)</sup>としている。ここで着目すべきは、垂水郷で行われてきた在地の製法と、愛媛（当時。現在の香川県讃岐地方）の製法に東京を經由して入ってきた西洋の方法を加えたものとを比較し、その効率性を検証するところであろう。一方的な西洋の方法の輸入ではなく、讃岐地方の手法をまるごと転移するわけでもない、「折衷型」の手法を考案し、試験している。これは、明治初期の駒場農学校や三田育種場が「篤農家」の農業知識を受容しながら組織化し、やがて大日本農会の設立につながる動きと共通している。つまり、明治政府は、農業に関する西洋からの先端知識を「効率性」を基準として国内在り農法と結び付け、普及させていったということができよう。

#### 1-4 第二回内国勸業博覧会における製糖試験結果公開

宮里正静は明治14年に開催された第二回内国勸業博覧会において、「新式連竈実験説」と題して、前年垂水郷で行った実験結果を公表した。



## 2. 士族授産事業とのネットワーク化

### 2-1 県単位での「集談会」と糖業改良

第二回内国勸業博覧会の翌年、明治15年になると、安田為僖による製糖をめぐる「組織化」過程が見えてくる。安田は西南戦争の際、新城村の戸長をしていたこともあり新城隊隊長として従軍し、戦後懲役1年の刑に相当するとされたものの実際は謹慎程度にとどま

2) 『農務顛末』 p.295

り、明治12年には垂水区長に就任している<sup>3)</sup>。安田にとっては、区長として垂水郷全体の課題とともに、西南戦争で自らが率いた新城麓の旧士族の生活再建についても、大きな責任を負っていた。安田はこうした背景のもとに垂水の製糖改良に積極的に関与していくこととなる。それが顕著に見える記録が、安田為僖によって明治15（1882）年11月に出版された『鹿児島県糖業会集談雑録』（以下『雑録』）である。これには同年7月27日より29日の3日間開催された同会（以下「県集談会」）の詳細な議事が掲載されてある。この会には【表1】にあるように、鹿児島県の糖業会とあるが、「会員」とされてある県集談会参加者の大多数が垂水郷内各村の在住者であることがわかる。同時に、垂水郷に隣接する新城郷や桜島、鹿児島湾（錦江湾）を挟んだ対岸の谷山郷や鹿児島（『雑録』には「カゴシマ」と表記）の在住者も見られる。さらに、会員には唯一、県外から愛媛県下綾郡林田村<sup>10</sup>の「三守嘉一郎」がいる。これについて、安田は「…讃岐国ノ老農三守喜（ママ）一郎氏ヲ召列テ今度幸ニ我地方ニ於テ糖業談話会ヲ開カレ当地方ノ事業ト讃岐ノ事業トヲ比較シ主問者ヲ以テ栽培ヨリ製糖ニ至ルマテ悉ク問題ヲ設ケテ質問アラントス我輩ノ欣喜之ニ過キス…」<sup>11</sup>と述べ、鹿児島県の製糖方法について讃岐地域のそれと比較することを目的として三守を招聘したことを明らかにしている。讃岐地方との関係で「比較」する点は、前年の第二回内国勧業博覧会と同様の方法をとっているほか、この糖業改良に関与した垂水郷の川畑市兵衛、鹿児島の桐野孫兵衛も参加していることから、宮里による製糖改良事業と密接につながっていることが読み取れる<sup>4)</sup>。

在 住 地	人 数
愛媛県下綾郡林田村	1（三守嘉一郎）
垂水郷	42
垂水郷	3
柘原村	22
市木村	6
海潟村	5
中俣村	6
新城郷	9
谷山郷	3
桜島	2
カゴシマ	3
会員総計	60

【表1】 県集談会参加会員数

3) 中村四郎伝記刊行委員会（2002）『中村四郎』 p.105

4) 安田為僖は前田正名と藩校造士館で同期であったという（『中村四郎』 p.116）



## 2-2 士族授産事業「製糖社」組織と授産事業支援申請

安田為僖は明治15年11月3日付で政府に対し、「製糖資金拝借ノ義ニ付歎願書」を提出する。これによれば、西南戦争によって困窮する士族が増え、状況が厳しい中、垂水郷で



【図1】県集談会会員の所在地<sup>12</sup>

行われた製糖試験の結果が大変よいので、三州（薩摩・大隅・日向）の無産士族の困窮打開を図るために相互に結社し、製糖事業に参画するための就産資金総額5万円を借りたい旨、記述がみえる。重要なことは、この歎願書に列記されている士族の所在地が垂水郷や新城郷といった安田の出身地に関わるところのみならず、旧鹿児島城下や大隅、日向など、広範囲にわたっていることである。なぜこのような広範囲の署名を集めることに成功したのかについては不明だが、士族授産（士族ネットワーク）を経て、垂水郷で試験され東京で公開された新しい製法を、鹿児島各地に拡散させようと試みたことは見てとれよう。

### 3. 垂水郷「製糖ネットワーク」形成の意味—「勸農政策」で産出されたアーティキュレーション

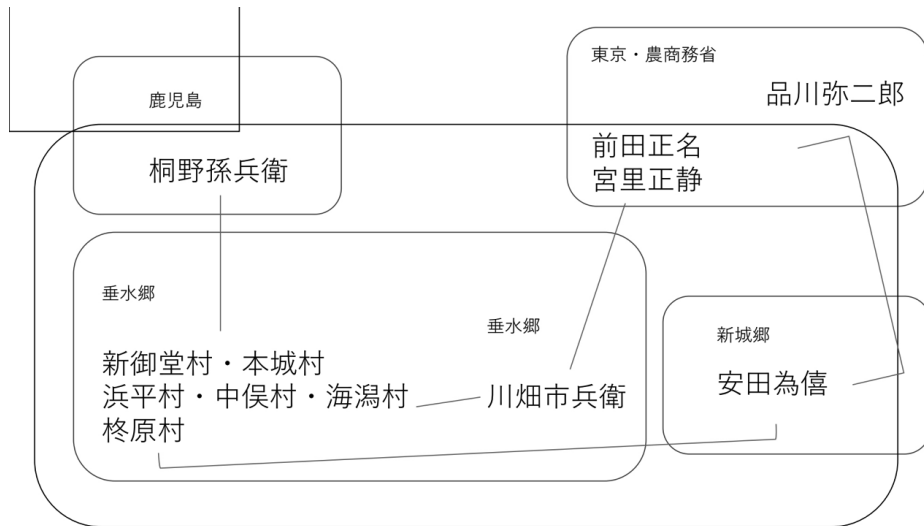
西南戦争以後の垂水郷における一連の製糖改良事業からみえる「製糖ネットワーク」においては、以下のような意味があると言えるだろう。

第一に、旧階級間の「接近」である。とりわけ、西南戦争後、士族の中からおこってきた実業家の存在は、そもそも商業で生きてきた旧町人の文化へと「接近」するのに大きな役割を果たし、明治以後も続いていた旧士族と旧町人との「支配—被支配」意識を変革する契機となった。ただし、ここで「接近」という言葉を用いたのには意味がある。士族授産事業で典型的に見られるとおり、あくまでも「士族」の枠組みは維持された中での商業への転換である。

この「接近」の装置として大きな役割をもったものが、農商務省からもたらされる「知」

であった。これが第二の意味である。糖業改良のための「知」は、大きく西洋の知識に依拠する「輸入知ルート」と成功をおさめている地域の労農によってもたらされた「地域知ルート」がある。その両者を折衷しながら第三の場所で試験を行い成果を再び全国へと発信する「農商務省ルート」を開拓することによって、農業に係る「知」の流動性に中央官庁が強く関与し、「普及」のもとに中央集権性を強化していく構造をつくっていった。博覧会事業などによってもともと内務省勸農局からはじまったこの取り組みは、反中央の牙城であった鹿児島においても浸透をし、西南戦争後の集権体制への取り込みに成功していく。この「成功」こそが、旧階級間の「接近」によってもたらされ、生活が確保されていく士族の利益安定化によって定着していくことで「節合」(articulation) されていく仕組みがあったと推察できよう。

第三に、これらの節合は、ほぼ江戸時代の人的・地域的ネットワークの継承によって構築されている事実である。糖業改良に係る「知」はたしかに外側からもたらされているが、これを持ち込み、実施しているのは中央にいる人物であれ鹿児島在住のものであれ、すべて鹿児島出身者の動きの中で行われている。藩校や藩政改革といった旧体制で培われた人的ネットワークが明治政府の成立以後新設され徐々に整備されていく学校教育システムや官僚機構に入り込み、旧体制を一定程度活用しながら新体制に組み入れていく過程こそが、アーティキュレーションの典型事例といえることができる。



### おわりに

明治初期殖産興業政策については、外国との競争力をつける産業を官主導で進める方向と、在地産業の近代化を官主導で推進する方向とが鋭く対立し、「並存」してきた。結果的に西南戦争後をめぐる緊縮財政下、後者の意見は前田正名の進言にもかかわらず駆逐され、前田自身も官僚としての立場を失うことになる。その後、前田が民間の立場から「町村是」を唱え、在地産業の自律的近代化を主唱し、賛同した品川弥二郎とともに全国各地で推進していったことは先行研究にあるとおりである。垂水郷の製糖改良事業を事例にみ

ると、そこには近世と近代を葛藤しながらも受容し変容しようとする人々の動きがあり、それぞれの立場で中央集権の一端に関わっていく姿をみることができる。「中央」が末端に入り込んでいくのは決して強制性を伴ったものではなく、現実的な状況の受容プロセスに位置づくように動いている点は重要であろう。そこにアーティキュレーションの瞬間があり、権力が権力としてゆるやかに、かつ主体的に権威づけされていく一種の柔軟性がある。さらに、その手法として新たな「知」の正当性主張が見えてくるのも興味深い。こうした権威性の受容と正当化のための「知」の流動性活用プロセスは、時代を越えて行われていることでもあり、ここに中央と地方の関係を固定化するわが国の経路依存性 (path dependency) があるということもできるだろう。

## 注

- 1 調査にあたっては、川井田孜、川畑賢矩両氏による格別のご高配のもと、川崎あさ子氏 (NPO 法人まちづくりたるみず垂水文行館館長) 町田洋一氏 (垂水史談会会長) ならびに瀬角龍平氏 (同会事務局長、垂水郷土史研究会会長) のご支援ご指導を得て遂行することができた。ここに衷心より感謝の意を表します。
- 2 垂水市の中央地区は江戸時代、鹿児島藩島津家の一門家・垂水島津家の私領地であり、同市本町は垂水島津家の御用商人が定住する地域であった。
- 3 昭和22 (1947) 年3月24日付で吉田茂内閣総理大臣より認可された肝属郡垂水町 (当時) の戦災復興特別都市計画『認可申請設計書』(垂水戦災復興事務所, 1946, 鹿児島県土木部蔵, p.2) によれば、町内全域の罹災面積は234,400坪 (774,876㎡), 市街地にあたる都市計画区域内で185,500坪 (613,223㎡) であった。
- 4 農林省蔵版 (1954) 『農務顛末』第2巻, p.11
- 5 清川雪彦 (1988) 「殖産興業政策としての博覧会・共進会の意義－その普及促進機能の評価－」『経済研究』39巻4号, pp.340-359, p.341
- 6 同上。これらの品評会が開催された理由は、当時、生糸と茶が2大輸出品であり、綿花と砂糖が2大輸入品であったためとされている。
- 7 勸農局商務局蔵版 (1880) 『明治十二年共進会報告』有隣堂, p.2
- 8 当時は現在の鹿児島・宮崎両県の範囲が「鹿児島県」であり、現在の鹿児島県の県域にあたる「薩摩国」「大隅国」に限定すれば、66名の出品者となる。
- 9 大阪市 (1933) 『明治大正大阪市史 (第七巻 史料篇)』日本評論社, p.947
- 10 明治15年当時、愛媛県は明治9 (1876) 年の愛媛・香川両県合併に伴い、現在の愛媛・香川両県に及ぶ地域であった。『綿糖共進会列目録』(勸農会編, 1880) p.112には三守嘉一郎の住所が「讃岐国阿野郡林田村」とあることから、現在の香川県坂出市林田町と特定できる。「下綾郡」の「綾」は「阿野 (あや)」の別表記と考えられる。なお、「讃岐国」地域が香川県として再設置されるのは明治21 (1888) 年勅令第79号によってである。
- 11 安田為僖 (1882) 『鹿児島県糖業会集談雑録』p.6-7
- 12 地図は現在の地形によって作成されており桜島と垂水は地続きになっているが、県集談会当時、両地域は「瀬戸海峡」をはさんで離れていた。地続きとなった理由は、大正3 (1914) 年1月12日の桜島大正噴火で流出した溶岩によって同海峡が埋められたこと

による。

#### 参考文献

- 有泉貞夫（1980）『明治政治史の基礎過程－地方政治状況史論』吉川弘文館
- 上山和雄（1975）「農商務省の設立とその政策展開」社会経済史学会『社会経済史学』41  
巻3号, pp.257-278
- 上山和雄（1976）「前田正名と農商務省」『日本歴史』343号, pp.68-84
- 長幸男（1969）「ナショナリズムと『産業』運動」（長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史1』有斐閣）.
- 祖田修（1973）『前田正名』（日本歴史学会編『人物叢書』吉川弘文館）
- 祖田修（1980）『地方産業の思想と運動』ミネルヴァ書房
- 友田清彦（2006）「明治初期の農業結社と大日本農会の創設(1)－東洋農会と東京談農会  
－」東京農業大学農業経済学会『農村研究』102号, pp.1-14
- 農商務省博覧会掛（1883）『明治十四年第二回内国勸業博覧会報告書（第五区）』
- 宮地英敏（2004）「初期農商務省の政策対立」政治経済学・経済史学会『歴史と経済』183  
号, pp.38-51

